

○富岡町民ライター規約

(目的)

第 1 条 本規約は、とみおかくらし情報館サイト(以下「当サイト」という。)が実施する町民ライター活動(以下「本活動」という。)の運営について定め、富岡町民ライター(以下「町民ライター」という。)が富岡町の魅力を多角的に発信することで、町内外の人々の関心を高め、町の魅力をよりリアルに伝えることを目的とする。

(資格)

第 2 条 町民ライターは、次の各号を満たす者とする。

- (1) 富岡町の魅力を町内外に情報発信する意欲があること。
- (2) 高校生以上の個人または団体。
- (3) 当サイトの利用規約に同意していること。
- (4) 当サイトが別途定める応募フォームから必要事項を記入し、応募すること。
- (5) 当サイトが実施する選考を通過すること。
- (6) 令和 7 年度中に3回以上記事を投稿すること。

(役割)

第 3 条 町民ライターは、富岡町の魅力や暮らしに関する情報を、次に掲げる方法で発信する。

- (1) 当サイトが指定するテーマに基づき、記事を作成し、当サイトに提出すること。
- (2) 記事に掲載する写真・動画を撮影し、当サイトに提出すること。

(記事の投稿)

第 4 条 記事は、当サイトが指定する形式で作成、指定する期日までに提出し、富岡町に関する事実を正確に伝えるものとする。ただし、記事の内容は、次の各号に掲げる事項を含まないものとする。

- (1) 第三者の著作権、肖像権、プライバシー権等の権利を侵害するもの
- (2) 法令に違反するもの、または違反するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 当サイトの品位を傷つけるもの
- (5) 事実と異なる情報、または虚偽の情報を含むもの
- (6) 誹謗中傷、わいせつな表現、差別的な表現を含むもの
- (7) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とするもの
- (8) その他、当サイトが不適切と判断するもの

2 記事の著作権は、町民ライター及び当サイトに帰属し、記事等に用いられている文言等について、当サイトは、町民ライターの同意を得たうえで必要な編集を行うことができる。

- 3 町民ライターは、提供する記事について、当サイトが自由に利用できることに同意するものとする。ただし、当サイトは、町民ライターの氏名またはペンネームを記事に表示するよう努める。町民ライターは、提供する記事について、第三者から権利侵害等の主張がなされた場合、当サイトの指示に従い、必要な対応を行うものとする。町民ライターは、提供する記事について、当サイトから求められた場合、情報のソースや取材先等を開示するものとする。

(守秘義務)

第 5 条 町民ライターは、本活動を通じて知り得た情報を、当サイトの許可無く、第三者に開示または漏洩してはならない。

(謝礼)

第 6 条 町民ライターの活動に対する謝礼は、6,000円分のQUOカードとする。ただし、次の各号の条件を満たす者に支給する。

- (1) 当サイトが指定する方法及び期日までに3回以上記事を納品することします。
- (2) 原則として、記事の文字数は、1記事あたり600文字以上とすること。ただし、当サイトと町民ライターで協議の上、文字数を調整することができるものとする。

(禁止事項)

第 7 条 町民ライターは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本活動の趣旨に反する行為
- (2) 当サイトまたは第三者の名誉、信用を毀損する行為
- (3) 当サイトまたは第三者の著作権、肖像権、プライバシー権などを侵害する行為
- (4) その他、当サイトが不適切と判断する行為

(記事掲載の停止・削除)

第 8 条 町民ライターが本規約に違反または当サイトが不適切と判断した場合、当サイトは、記事掲載を停止または削除することができる。

(規約の変更)

第 9 条 当サイトは、必要に応じて本規約を変更することができる。変更後の規約は、当サイトに掲載された時点で効力を生ずる。

(協議解決)

第 10 条 本規約に関する紛争が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決に努める。

附則

本規約は、令和6年9月30日から施行する。

附則

本改正は、令和7年5月10日から施行する。

附則

本改正は、令和7年9月4日から施行する。

一般社団法人とみおかプラス

令和7年9月4日